

# ほっと

## NPO法人 ほっと会報

T590-0048

堺市堺区一条通19-13 上禁ビル2階

☎ 072-228-3011 FAX 072-228-3012

E-mail npo-hot@nifty.com

NO. 69 発行：2025年（令和7年）3月11日

### 福祉サービス第三者評価事業

## ほっと調査員交流・ガイドライン研修会を開催

「福祉サービス第三者評価事業」は、事業者が事業運営における問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結びつけることができるよう、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・

#### 「福祉サービス第三者評価事業」

「福祉サービス第三者評価事業」に携わって頂いている調査員の方々に集まってもらい、初めて「調査員交流・ガイドライン研修会」を開催しました。



調査員の確保を！特に、保育分野の調査員を！

まず、仲村事務局長から、24年度の実績と25年度の予定を報告。今後の課題として、現在の調査員12人の内、

#### 仲村事務局長から現状と課題を報告

大阪府の判断基準が改定 2024年からは、第三者評価における「大阪府の判断基準」が厳しくなり、ABC評価のA判定の評価をさらに厳選されるものになった事も報告されました。

#### 大阪府の判断基準が改定

中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価する事業です。ほっとは2019年に大阪府からの認証を受け、毎年5件ほど事業評価を行っています。現在、保育分野のみ行政からの助成が受けられるようになっていきます。障がい分野では助成はないもののグループホームや放課後児童デイの事業では福祉サービス第三者評価事業の受審を推奨する形となっています。

#### 調査員の報告・交流で実情と課題を共有

3人が退任することから、25年度は9名体制で実施することになり、調査員の確保が必要になっている状態であることが報告されました。特に、今後の調査依頼要請を考えると、保育分野の調査員を確保する必要があります。

第1回目となる調査員交流会では調査員からも多数の意見が出されました。各調査員から意見が難しく、複数調査員での議論が不可欠である。

第三者評価結果として伝えるべきことと、行政が行政指導として行うべきこととの役割り分擔必要事業所側への伝え方にも工夫が必要。

利用者から、事業所に「苦情がだされている」のに「苦情」として扱わない事業所もある。

今は、第三者評価を受けないと行政からの助成を受けられないことから、

「受けたくないが、仕方ないから受ける」「みたいな雰囲気のところが出てきたように思う。」

「仕方なく受ける」というような事業所と、「早く早くをウリ」にする第三者評価を行う調査機関が出て来ることへの危惧がある。

多くの調査員からは今回のような交流会を定期的に開催してほしいとの声も上がり、ほっととしても年間の事業計画の中に組み込んでいく意向を事務局長からも発言がありました。

福祉の商品化が進む中、利用者の切り捨て、利用者の選別等々新たな問題が浮上ってきています。また福祉事業の新たな課題として地域の中での貢献度も評価の対象となっています。

こども、障がい者、高齢者の権利を保障する事業としての福祉を守り、育むための「福祉サービス第三者評価事業」であり続けたいと考えます。

本人らしい生活を！食生活や健康状況、我慢していることは…

# ほっと第3回生活支援員交流会を開催

**あなたも生活支援員になりませんか！**

去る1月28日、ほっと第3回生活支援員交流会を開催しました。参加者は7人でしたが、お互いの生活支援員活動の状況を交流しながら、今後の活動に活かそうと話し合いました。



冒頭、松永理事長から、「ほっとでは、本人らしい生活を支援するために、当事者家族の視点からの生活支援員活動を大切にしている。その立場で頑張っている皆さんに、実情を出して頂き、よりよいものにしていきま

い」と挨拶がありました。仲村事務局長から、先ずほっとが単独で法人後見している13人の方々の概況の報告があり、現在新たに3名の申請準備をすすめていること。また25年度に申請予定が5名いることなどの報告がありました。

ほっとでは、被後見人の生活・健康状態を把握するために、家族の視点で生活支援員活動をしています。

「本人が我慢していることではないか？」「困っていることはないか？」「なご日頃の生活のことや健康状況を掘り出し、いくことを大切にしています。

現在、生活支援員の派遣は、毎月1回。基本的には男性には男性の生活支援員を。女性には女性の生活支援員が行くことになっています。

**何回か行けば、話が弾むようになる**

つづいて、各生活支援員から実情の報告があり

ました。

**共通した意見は、食生活と健康管理**

・グループホームでは、しっかりと栄養管理されていることもあり、本人

(Kさん) 5人のうち、3人はMさんです。Mさんとは、一緒に食事や買い物など、一緒に行動しています。Mさんからは、食事や買い物など、一緒に行動しています。Mさんからは、食事や買い物など、一緒に行動しています。

(Nさん) やし、よに出る。Mさんには、一緒に行動しています。Mさんからは、食事や買い物など、一緒に行動しています。Mさんからは、食事や買い物など、一緒に行動しています。

(Mさん) 生活今まこる良。Mさんには、一緒に行動しています。Mさんからは、食事や買い物など、一緒に行動しています。Mさんからは、食事や買い物など、一緒に行動しています。

**あなたも、生活支援員に！**

にとつては逆に食べたいものが十分に食べられないのではと意見がありました。グループホームで出されるおやつでは、物足りないのかもと思う。いずれにしても、3人とも健康診断結果を基に、グループホームと作業所で情報を共有し、対応を相談してほしいとの意見がありました。

**みんなが幸せに**

▼聴覚障がいのある11歳の女兒が重機にはねられ死亡(2018年)し、将来得られたはずの「逸失利益」が争われた訴訟の控訴審判決で、大阪高裁が、「平均賃金の85%」とした23年2月の大阪地裁判決を覆し、健全者と同等にすべきとの判断を示した▼障がいがあれば、「労働能力は低い」「逸失利益は減じるもの」とのこれまでの基本的発想を覆した判決である。「画期的であり、大きな意義がある」との識者のコメントである。また、判決後、安どの気持ちを述べられるご両親のお気持ちもよく分かります▼確かに、対等・平等への一歩なのかもしれない。しかし、そもそも「逸失利益」(経済的視点)という考え方で良いのだろうか。▼憲法・障害者権利条約の理念は、「他の者との平等な社会」である。そのためには、「社会的障壁を除去する」ことが求められている。逸失利益だけではなく、平等なはずの人間の命に相応しいものの考え方を整理するきっかけになればと願います。(M)